

2026「国際湿地都市 NIIGATA」プロモーション（情報発信）業務委託 仕様書

1 業務の目的・内容

本業務は、ラムサール条約の理念及び新潟市の「ラムサール条約湿地都市」認証に関する市民への認知拡大を図るものである。

媒体特性に応じたターゲット設定を行い、年代層ごとに適切な情報発信を実施するほか、単発的な広報ではなく、年間を通じた編集方針に基づき、継続的かつ体系的な情報発信を行い、「国際湿地都市 NIIGATA」の実現に寄与することを目的とする。

本市の掲げる、「国際湿地都市 NIIGATA」とは

⇒ 市民をはじめ多くの方が、「潟・湿地」の価値・魅力を再認識し、
交流人口の拡大につながっている状態

2 業務実施期間

契約締結日から令和9年2月26日（金）まで

3 業務概要

本業務は、「潟のミカタ！」のキャッチコピーのもと、本市が指定する湿地関連事業について取材し、YouTube 及び Instagram を活用した動画発信並びに WEB 記事制作を行う編集型メディア運用業務である。

湿地関連事業スケジュール（例）

5月	ハス復活プロジェクト（佐潟） ※「TEAM 潟のミカタ」出演想定
6月	田植え後の生き物観察（ヤゴ羽化）（市内田んぼ）
7月	外来種駆除（佐潟） ※「TEAM 潟のミカタ」出演想定
8月	潟巡り（湿地カード、サインボード、潟舟体験など）
9月	潟普請（ヨシ刈り、佐潟） ※「TEAM 潟のミカタ」出演想定
10月	ハクチョウ飛来
11月	米、酒、米菓など湿地の恵み
12月	世界湿地都市ネットワーク市長会議

上記の湿地関連事業は参考例で、取材する事業については関係者と調整の上、本市が指定する。概ね1ヶ月前には、取材事業を決定することを想定。

4 発信媒体及びターゲット設定

(1) YouTube

既存チャンネル「新潟市里潟研究ネットワーク」を活用する。主なターゲットは小学校4年生程度の理解水準とし、専門用語を避け、図解や具体例を用いて分かりやすく構成すること。

(2) Instagram

公式アカウント「国際湿地都市 NIIGATA」(@kataniigata)を活用し、Reelsによる発信を行う。主なターゲットは学生（大学・専門）とし、テンポの良い編集、視覚的訴求を重視した構成とすること。

5 業務内容

(1) 動画制作

① メイン動画制作

年間8本、1本あたり概ね5～10分程度とする。

企画、撮影、編集、テロップ挿入、BGM挿入等一式を含む。

② ショート動画制作

年間16本、60秒以内の動画とする。

メイン動画（横撮影）の編集・加工したもので、Instagram Reels及びYouTubeショートでの配信を前提に制作すること。

(2) WEB記事制作

- ・動画制作過程での取材内容（議事録、画像素材）について、本市へ提出すること。（Word形式、未編集のまま）

- ・編集及びWEB記事の作成・公開は、本市にて行う。

- ・公開イメージは、下記サイト「潟のデジタル博物館」

- （<https://www.niigata-satokata.com/memory/story1/>）を想定しており、本市が記事作成において必要な画像素材を提供することとする。

- ・画像素材は、取材過程で撮影した動画データから切り抜いたもの、現場で撮影したものを想定。

(3) 編集体制

- ・各月の取材・撮影に向けた本市との打合せ（対面）を実施すること。

6 効果的な動画拡散手法

制作動画を、広く拡散させ認知度向上を促進するため、動画拡散に効果的な手法があれば提案すること。ただし、予算の範囲内で実施可能なものに限る。

7 各業務に付随する業務

- ・市との打合せ及び連絡調整
- ・本業務の遂行に必要な施設や関係団体及び人物に対する取材の協力依頼及び連絡調整
- ・本業務に必要な資料や情報の収集及び撮影

8 業務の考え方

本業務は単なる動画制作ではなく、年間を通じた編集型メディア運営とする。媒体特性ごとにターゲットを明確化し、世代別に最適化された情報発信とする。出演者の顔が見える構成とし、市民参画型の情報発信を行うこと。

9 成果物

メイン動画 8本、ショート動画 16本、WEB記事制作用原稿・写真

10 報告書

- ・全ての事業完了後、事業を実施した効果測定・分析結果などをとりまとめた報告書を作成し納品すること。
- ・報告書は紙媒体1部、電子媒体(Microsoft Word、Excel または Power Point)一式とする。報告書の紙媒体の規格、ページ数は任意とする。

11 特記事項

(1) 権利の帰属

本業務により制作された成果物（動画・写真・取材原稿）の著作権は新潟市に帰属するものとする。

(2) 打ち合わせ等

業務を適正かつ円滑に実施するため、受託者は委託者と常に密接な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとする。

(3) 守秘義務

受託者は、業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

(4) 疑義

本仕様書に定めのない事項及び本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合は委託者と協議のうえ決定する。